

与論港旅客待合所リニューアルに係る公募型プロポーザル実施要項

1 業務の目的

与論港旅客待合所について、従来の船客待合所としての機能に加え、観光拠点としての機能強化、島内産品及び近隣地域との物産交流の促進並びに地域内における交流・集会拠点機能の充実を図るため、当該施設のリニューアル工事を実施することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

与論港旅客待合所リニューアル業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで。

(3) 業務の内容

別紙業務仕様書のとおり

(4) 委託料の上限

25,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 業務の契約

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 契約に係る留意点

プロポーザルにおける提案の内容は、業務受託者を選定するために提出を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。

また、業務の実施過程における協議等において、計画条件等が変更されることがある。

4 参加資格及び条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 与論町の物品・役務等に係る令和7～8年度競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を行う見込みの者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札参加者の資格)のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 過去5年以内に、国又は地方公共団体から官民連携事業の業務(PPPまたはPFI)を元請として受注し支障なく遂行した実績(以下、本項目において「実績」という。)を有し、かつ、本

プロポーザルにおいて提案しようとする整備プランを遂行するために十分な組織、人員、経営能力等を有していること。(本企画提案に参加しようとする者の本社(店)又は他の支社(店)等が実績を有する場合など、その関係性から実質的に実績を有すると認められる場合を含む。)

- (8) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は(1)～(7)まで、構成員は上記(1)～(6)までの資格要件を満たすこと。また、構成員として参加している場合、単体で参加することはできない。

5 実施スケジュール

内 容	期 日	備 考
公募開始	5月11日(月)	
質問書の提出期限	5月25日(月)	様式1
質問書への回答	5月29日(金)	
参加表明書の提出期限	6月19日(金)	様式2
企画提案書の提出期限	6月30日(火)	
企画提案審査会(プレゼンテーション)	7月7日(火)	調整後別途連絡
結果通知	7月10日(金)	審査会后別途連絡

・上記スケジュールについては変動する可能性があることに留意すること。なお、企画提案書の提出期限以降のスケジュールについては、参加表明者に対してのみ連絡を行う。

・いずれも受付時間は執務時間中【月曜日から金曜日(祝日を除く)】の午前8時30分から午後5時まで】とする。

6 質問の受付

(1) 提出書類

①質問書(様式1)

・様式1以外による質問については一切受け付けない。

(2) 提出方法

電子メールにより提出した後に、14に掲げる場所まで、送信・受付確認の電話をすること。

・電子メール以外による質問については一切受け付けない。

・電子メールの件名は「プロポーザル質問書(事業者名)」とすること。

(3) 提出期限

令和8年5月25日(月) 午後5時まで

・期限を超過して提出のあった質問については一切受け付けない。

(4) 提出先

14に掲げる場所

(5) 質問への回答

・質問に対する回答は一覧を作成し、令和8年5月29日(火)までに与論町ホームページの本プロポーザルの実施に関するお知らせにおいて公開する。

・質問に対する回答は、実施要項等を補完するものとする。

7 参加表明書の受付

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式2) 1部
- ② 会社概要(任意) 1部
- ③ 企業パンフレット 1部

(2) 提出方法

持参又は郵送(締切日必着)により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月19日(金) 午後5時まで

(4) 提出先

14に掲げる場所

8 企画提案書の受付

(1) 提出書類

- ① 「与論港旅客待合所リニューアル業務に係る仕様書」に留意し、作成した企画書(任意様式) 1部
- ② 仮見積書 1部

・見積金額に係る積算内訳書(任意様式)を併せて提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送(締切日必着)により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月30日(火) 午後5時まで

(4) 提出先

14に掲げる場所

(5) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 委託業者の選定方法

本プロポーザルにおける業務受託者の選定に当たっては、選定委員会による審査(基本的事項、企画 提案及び価格の総合的な評価)に基づき決定する。

(1) 審査方法

審査基準(評価項目)に基づき総合的に審査を行い、優先交渉権者を選定する。

選定の結果、評価点の合計が最も高いものを優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者(以下「次席者」という。)から順に交渉を行う。

なお、評価点の合計が同点の場合は、企画提案に係る評価点が高い者を上位とし、企画提案に係る 評価点も同点の場合は、選定委員会委員(以下「委員」という。)による多数決により選定する。

- ・参加者が1名の場合でも審査(評価)を行い、委員の評価点の平均点が最低水準点(評価点の6割)以上であれば優先交渉権者として選定する。
- ・参加者が一定数以上となった場合、選定委員会による企画提案書の書類審査を行い、企画提案審査会(プレゼンテーション)へ参加する者を選定する場合がある。この場合、企画提案書を提出した参加者全員に対し、書類審査の結果を通知するほか、企画提案審査会(プレゼンテーション)への参加者には実施日時等を通知する。

(2) 審査基準

次に掲げる評価項目に基づき、審査(書類審査を含む)を行う

No.	評価項目	審査内容(概要)	配点
1	基本的事項	○過去の業務実績(配置統括責任者の業務実績を含む)	35
2	企画提案	○業務の実施方針(実施体制及びスケジュール等を含む) ○別紙「業務仕様書」 ・利用者の利便性、機能性の向上、町の新たな観光拠点として考慮されているか ・行政という枠組みにとらわれない、機育目性やデザイン ・組織改正への対応(レイアウトの柔軟性) ・最低限の機能(必要条件)の確保 等 ○企画提案の最適化 ・審査後の与論町との調整方針(方法) 等 ○業務実施前後の効果検証 ・定性的及び定量的な検証方法等 ○自由提案 ・利用者の施設滞在時に最大効果を提供されているか	155
3	価格	最も低廉な企画提案者の見積価格/各企画提案者の見積価格 X10 (小数点以下は四捨五入)	10
合計			200

(3) 審査結果

- ・審査結果は全ての参加者に通知する。ただし、採点結果は企画提案審査会(プレゼンテーション)に参加した者のみに通知する。
- ・審査内容については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ても認めない。

10 参加の辞退

参加表明書を提出した事業者が本プロポーザルを辞退する場合は、以下により、参加の辞退を届け出ること。

(1) 提出書類

①参加辞退届(様式3)

(2) 提出方法

持参又は郵送(締切日必着)により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年7月3日(金) 午後5時まで

(4) 提出先

14に掲げる場所

11 契約までの流れ

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、優先交渉権者と以下のとおり協議・調整を行い、与論町と優先交渉権者の双方が合意に至った場合に、契約を締結することとする。

(1) 協議・調整事項

① 業務仕様書(7月までの調整を予定)

優先交渉権者の提案書を基本に与論町と優先交渉権者との協議のうえ、調整し、作成する。ただし、協議が整わなかったときは、協議を中止し、次席者と協議を行うこととする。

② 本見積書(7月までの提出を予定)

業務仕様書に基づき、優先交渉権者(不調の場合は次席者)から本見積書の提出を求める。なお、本見積書の金額は仮見積書のコレ額を越えないこととする。ただし、与論町の指示により本業務実施に関わる対応条件、使用什器(機器)、責務範囲等に変更が生じた場合は、この限りではない。

(2) 契約の締結(7月までの契約締結を予定)

13 (1)②により提出した本見積書のコレ額が、与論町の設定する予定価格を越えない場合に、契約を締結する。

契約条項等は別に定める契約書のほか、与論町契約規則の規定に準じることとする。

12 失格事項

参加者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格及び条件を満たしていない場合
- (2) 民法(明治29年法律第89条)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) 同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- (6) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- (7) その他不正な行為があった場合

13 その他留意事項

- (1) 本要項等に定める条件等に同意のうえ、参加すること。
- (2) 参加者から提出のあった書類は返却しない。
- (3) 参加者から提出のあった資料は参加者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 書類の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、与論町から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 参加者は本プロポーザルにおいて知り得た与論町及び県関係施設に係る情報については、秘密保持に特に留意し、いかなる場合であっても他に漏らしてはならない。
- (6) 本プロポーザルの参加に当たって発生する、提出書類の作成経費や旅費等の必要経費について

は、参加者の負担とする。

- (7) 提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (8) 本要項に規定されていない事項が発生した場合は、与論町と協議のうえ決定する。

14 問い合わせ先(事務局)

与論町役場 商工観光課 朝岡 (担当)

住所 : 891-9301

鹿児島県大島郡与論町茶花 1418-1

電話 : 0997-97-4902

FAX : 0997-97-4196 (FAX 送信の際は上記電話番号へ電話にてお伝えください)

Mail : yoroncho@po.minc.ne.jp